平成２９年３月

被保険者のみなさまへ

日油健康保険組合

健康保険料率の改定（引き上げ）について

平成２９年度から健康保険料率（一般保険料率）を改定（引き上げ）することが、

２月１４日の組合会で決定されました。みなさまのご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

**●改定内容**単位：‰（パーミル=1/1000）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **平成29年度** | Ｈ27～28年度 | Ｈ18～26年度 | Ｈ15～17年度 | (参考)協会けんぽ |
| 一般保険料率 | **９３.００** | ８８.００ | ７５.００　 | ６７.００ | １００.００ |
| 事業主負担分 | **５５.００** | ５２.５０ | ４６.００ | ４２.００ | ５０.００ |
| 個人負担分 | **３８.００** | ３５.５０ | ２９.００　 | ２５.００ | ５０.００ |

＊協会けんぽ：中小企業が加盟する全国健康保険協会

＊任意継続被保険者の方は全額個人負担となります

**●改定理由について**

　当組合は、平成２７年度に一般保険料率を千分の７５から千分の８８へ１０年ぶりに引き上げを行いました。高齢者医療制度への納付金の急増及び保険給付費（医療費）の増加により経常収支赤字が続き、長らく赤字補填をしていた別途積立金も残り少なくなってしまったことが要因でした。平成２７、２８年度については、料率を引き上げ、納付金も一時的に減少していたことで、千分の８８の保険料率での事業運営ができました。しかしながら、高額新薬（C型肝炎・癌治療薬）が平成２７年末に保険適用されたこと等の影響で保険給付費（医療費）の増加が続いていることに加え、平成２９年度からは納付金が政府の法改正による計算方法の変更（後期高齢者支援金を全面総報酬割へ変更）により再び増加することにより、再度相応の保険料率の引き上げを実施せざるを得ない状況となってしまいました。

**●今後の保険料率の考え方について**

今後についても、現在の支出が、予測が難しくかつ変動性の高い納付金に大きく影響されること、高齢化や医療の高度化による保険給付費（医療費）の増加が引き続き予想されること、そして積立金等財産の余裕がすでにないことから、単年度ごとの支出状況を精査し、よく見極めたうえで保険料率を設定（改定）していくことになります。

保険料率の見直しは、被保険者のみなさんと会社の双方にとって影響が大きいため、法改正などの政府の動きを注視しながら、慎重に検討してまいります。

また、健康保険組合連合会を通じて引き続き政府に対し、高齢者医療費の負担構造の見直しによる現役世代の負担軽減と持続可能な医療保険制度の再構築等を強く求めてまいります。

**●個人負担保険料の引き上げ額実例（＊在職中の被保険者の方の例）**

【標準報酬月額４０万円の場合】

平成２８年度：４００,０００円×３５.５‰＝１４,２００円

平成２９年度：４００,０００円×３８.０‰＝１５,２００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **引き上げ額：１,０００円／月**

　【賞与支給額８０万円の場合】

平成２８年度：８００,０００円×３５.５‰＝２８,４００円

平成２９年度：８００,０００円×３８.０‰＝３０,４００円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 **引き上げ額：２,０００円／期**

以上